

令和7年度第2回吹田市市民自治推進委員会 会議録

1 日時

令和7年(2025年)11月25日(火)午前10時から11時30分まで

2 場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

若月 剛史(委員長)、福留 和彦(副委員長)、大西 千尋、雜部 麻美、寺中 久登

(2) 事務局

大山市民部長

市民自治推進室 森田室長、田中参事、加樂主幹

4 傍聴者

3名

5 議題

(1) 自治基本条例の見直し検討について

(2) その他

6 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

7 次回の予定

(1) 日時 令和8年2月9日(月)午後1時30分から3時

(2) 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

議事のまとめ

| 発言者 | 主な内容 |
|------|---|
| 副委員長 | 吹田市市民自治推進委員会を開会いたします。初めに事務局から報告を受けます。 |
| 事務局 | 本日の委員会は7名中4名の出席をいただいており、会議は成立しています。委員長におかれましては所用で遅れるとのご連絡をいただいております。なお、本日の傍聴者は3名で、入室いただいております。 |
| 副委員長 | それでは、次第1(1)自治基本条例の見直し検討についてを議題といたします。事務局から資料の説明を受けます。 |
| 事務局 | (資料説明) |
| 副委員長 | 前回解説書の修正の方向で考えていくことになったかと思いますので、基本的には解説書にどう記載すべきかなどについて、No.1 から議論していきます。なお、解説書の修正では不十分であるとの総意となりましたら、条例改正の検討も視野に入れていくことにしたいと思います。まずご自身の意見について、ご発言をお願いします。 |
| A 委員 | No.1 については、解説書の書き換えよりも、具体的にされていることを加えるとともにホームページ等で市民参画のルート・方法を参照できる形にし、また将来的には子どもたちに体験してもらえる機会も考えていく必要があるかと思います。 それから解説書5ページの下から 2 行目、「市民の特性」というのがわかりにくいと考えます。おそらく市に居住、活動したりする中で見えてくる市政の改善点があるはずで、市長や職員や市議会で汲み取りが難しいところを、そういう視点で補完していく、それが市民の特性として意味があるという趣旨を解説文の中で発信する必要があるかと思っております。 |
| B 委員 | 形はできいても魂をちゃんと入れてもらいたいなということで、前回発言をしました。職員はじめ、市民の側にもそれなりの建設的な意見を述べてもらえるような仕組みを作っていく。それには広報がすごく大事かなと思っております。 |
| C 委員 | 第5条について、市の特性も明確化すべきと考えます。職員は専門知識を有し、その課題解決に最前線で当たっていて情報もお持ちなので、市民と市の特性を融合させて有機的な解決を考えていくといったことを明確化したほうがいいと思っております。 |
| 委員長 | 前文と第1条のNo.8 から検討していきたいと思います。 本日ご欠席の委員が前回解説書で一応説明しているとおっしゃっていますが、A委員とC委員はちょっとよくわからないとのご意見でした。私個人としては市民福祉の向上という言葉が、一般の人は狭い福祉のことととらえると思うので、もう少しわかりやすく解説書に記載していく方向で進めたらいいかと思うんですけども、いかがでしょうか。 |
| A 委員 | 賛同いたします。暮らしやすい地域社会のために、なぜ市民自治が要るのかというあたりも、他で書き込めたらいいなと思っています。それに関連してC委員がおっしゃった、市と市民の特性の融合によってそういう社会を作ることができるという趣旨も書けたらと思います。 |
| C 委員 | 第5条でも明確化できるかなと思いますし、前文の解説、第5段落のところで書いてもいいかなと思います。 |
| 副委員長 | なかなか難しいのは、前文はエッセンスを要約的に書かざるを得ないところがあるわけです。今、前文と第5条に焦点が当たっておりますが、第4条に住民自治のことが述べられ |

| | |
|------|--|
| | ていますので、この説明をもって良しとするか、やはりわかりやすさを優先して前文に書き込むかという判断かと思います。 |
| 委員長 | 法技術的な問題もあると思いますので、事務局で検討するとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 続いて、No.5と6です。 |
| 副委員長 | 自治基本条例における参画とは、市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することを意味すると。理想的にはこうあるべきと認識しておりますが、これくらいの要件を参画に想定すると、本来すべての市民に参画の機会が与えられるべきところが、この要件を満たさない人たちもいます。そういう人たちの参画をより広くとらえるのかというところで、修正の可能性があるんではないかとお話ししました。 また、求める参画のレベルが高いので、前回の委員会では第5条に市民の自己研鑽の原則をと申し上げたのですが、それを市の立場で市民に求めるのもおかしな話かなということで、市としてはアンケート、ワークショップ等々を促していくと指針に書いていますので、一応、責任は果たしていると思っております。 |
| 委員長 | 自己研鑽を求めるのはちょっと強めな表現で、ちょっと難しいかなと個人的には思うんですけども、市民の主体的な参画ができる仕組みを作るみたいな感じが解説書に書かれていると思われますか。 |
| 副委員長 | 参画の目的は非常に明確に出てるんですけども、参画の方法が書けたらより良いかなと思います。その方法を自分たちでどう使うかっていうのは、市民の側の認識ということです。 |
| 委員長 | No.4の市民意識を高めることが重要というところとも関係していると思うんですけども、第7条の解説を変えていく方向で進めていくのはいかがでしょうか。 |
| C委員 | 第7条の解説で、市政に参画する場合は、自らの発言と行動に責任を持つというところで、市民と市が建設的に対話できるよう市民意識を高めることが重要であるという文言を入れていただけるとありがたいです。 |
| A委員 | その上の段落が、市民と市のそれぞれの役割分担のもとで、市民としてできる範囲内できることをしてもらいたいという、とてもぼんやりとした表現なので、もう少し内実を伴った具体的な表現にできないかなというふうに思いました。 |
| C委員 | 付け足すとすると、市の情報を正確に理解した上で建設的な対話をするよう啓発したいです。感情的な議論になる一つの理由として、市の言い分を十分に聞いていないというのが私の中にあって、それを踏まえた上で市民は市と対話していくことが必要なので、市の立場を尊重してとか、そういう概念もあってもいいのかなと思います。 |
| A委員 | もう一つ、自らの発言と行動に責任を持つというところは、大人が子どもに対して言うような表現なので、そうではなくこういう手続き、こういう点に配慮しながらと、具体的に書き込めば失礼でなくなると思います。 |
| 委員長 | その点も事務局に考えていただくということで、進めていきたいと思います。 話が飛びましたけれども副委員長のご意見についてですが、私には結局指針の中にある程度、反映されているみたいなお話を聞こえたのですけれども。 |
| 副委員長 | 公式の文書として盛り込むかは行政の立場としては、慎重にならないといけないかと思います。解説書と指針を一体で考えて、詳しくは指針を見てくださいと言っていいのか、あるいは解説書にすべて盛り込むべきかですよね。解説書単体で考えると確かにちょっとわか |

| | |
|------|---|
| | りにくいんです。いろんなものが重層的になるのは仕方ないんでしょうけれども、私は表現で変えられる部分でより良くなるんだったら、変えることには賛成です。 |
| 委員長 | 次にNo.9ですが、当該条文に関連する条例や指針を別にまとめて記載すれば市民にわかりやすいというご意見です。市の負担はありますが、私としてはやったほうがいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。 |
| C 委員 | ガイドラインや条例とかが、例えば統合されたり、名前が変わったりしたときはメンテ漏れがないように、ぜひやっていただきたいと思います。 |
| 事務局 | 我々の方でガイドラインや指針まですべて把握しているわけではありませんので、府内各担当に照会をかけて、案を作りたいと思っております。メンテ漏れがないようにいたします。 |
| 委員長 | その方向で進めていただければと思います。 それではNo.1の子どもの参画ですが、事務局から何かありますか。 |
| 事務局 | 制定時の議論では、第6条の市民の権利で、子どもの権利を規定すべきとの意見もございましたが、そうしますと高齢者や障がい者の権利も必要との議論となり、それでは条例としてまとまりを欠くとなった経過がございます。また、市民参画の指針では3ページの(7)多数の市民の参画の機会の保障のところにありますように、子ども以外に高齢者、障がい者、外国人など市民参画に一定の配慮が必要な方についても書かれています。 |
| 委員長 | 子どもだけではなく、障がい者とか高齢者なども含めた形で解説書に記載していただく方向がいいかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。 (異議なし) そういう趣旨を加えるということで進めていただければと思います。 |
| A 委員 | 第15条から第23条について、詳しくなくても具体的に今できていることを書く検討は必要かと思うんです。具体的に動き出したい市民にとってのガイドブック、手引きみたいなものがホームページ上なりにあれば望ましいというふうに思っています。 |
| 委員長 | 今のご意見は事務局で検討いただくことでよろしいでしょうか。 (異議なし) 次にNo.2です。誰もが参加できるコミュニティカフェのような取組が大事であるというご意見です。 |
| 副委員長 | 解説書に書くべきか、指針や別途作られるのであれば手引きのようなものに書くか、同じものを同じ詳しさの程度で書くのは、あまりよくないかなと思っています。解説書に書くのであれば、必要最低限のことでしょうが、コミュニティカフェという具体的なことまで書くかどうか。私の感覚では付属資料の方かなという気はします。 |
| C 委員 | 本当は準備して提案すればよかったのですが、私は地域のコミュニティに参加していく自分の住んでいる地域にどんな団体、組織があって、どんな役割で市のどの部署からお金が出ているかというのがわからなくて、そういうものを体系化した資料、チラシがあった方がいいかなと思います。市民自治推進室として作るように促していただきたいなと思います。 |
| 委員長 | ご意見ありがとうございます。次の委員会で検討することいたします。 次にNo.3です。自治基本条例の実効性を高め、若い職員をはじめすべての職員が市民に寄り添った対応ができるよう委員会から発信していくというご意見です。 |
| B 委員 | 私は運用が一番大事だと思っております。しっかりと職員に周知して運用いただかない、例えばワークショップをしただけで何の成果もなく、そのワークショップも何か意見言うだけの会で終わってしまうようなことが結構見られますので、ちゃんとそれが建設的に反映されるようなふうに持っていっていただきたいなと思っています。 |

| | |
|------|---|
| 委員長 | <p>ありがとうございます。それでは、今後委員会の答申を出しますが、その中で、市への要望とか、職員へのメッセージとか、そういう形で盛り込んでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>最後No.7のご意見ですが、私はこれもちょっと解説書には馴染まないかなと思いました。</p> |
| C 委員 | これは(2)のその他で具体的に発言させていただきます。 |
| 委員長 | <p>前回の皆さんのお意見に対してどのように対応するかについては、結論が出たというふうに思います。</p> <p>では次第の(2)その他に移ります。ご発言されたい委員はよろしくお願ひします。</p> |
| C 委員 | <p>自治基本条例は20年前に制定され、社会環境も大きく変化したので、それに即したものに更新する必要があると思います。</p> <p>前文の解説か、はじめにのところで入れていただきたい項目を述べます。解説書2ページの第2段落で、地方分権が進んでいると書かれていますが、今は単なる権限拡大ではなく、地方分権が深化していると思っています。だからより深掘りした自治を考えいかなければならない。複雑化した行政課題、多様化した住民ニーズ等を解決するための政策決定能力が自治体に求められていると思っています。二つ目は中核市への移行で、市民生活に直結する課題を地域の実情に応じて吹田市自身が主体的に解決できる力を発揮できる、そういう趣旨を入れていただきたいと思います。三つ目が共生社会の実現ということで、価値観の多様化、ダイバーシティを大事にしていく時代になっています。互いを認め合って、誰しもが安心して暮らせる地域づくりを進めていくということです。それから、未来への責任という言葉も入れていただきたい。</p> <p>市民は自治の課題解決に向け、短期的な視点ではなく、サステナビリティや将来世代への責任といった中長期的な視点も考えることが求められていると思います。また、デジタル技術時代の中で、市政にはデジタル技術を活用した、業務の生産性向上と市民の利便性向上が求められていると考えます。については、市民には、未来への責任、市政には、デジタル時代への対応が求められていることを考え合わせ、市民と市はコミュニケーション力を向上し、市はタイムリーな情報公開を行い、市民は情報をもとに建設的な対話を心がけ生産性のある議論を行うという要素を盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>あとは第9条で議会の役割及び権限が定められています。解説書に地方自治法で定められていますとありますが、その前に最高規範である憲法第93条の議事機関であるという意識を議会の人たちにも、もっと持てていただきたいので、そういう位置付けを解説に入れていただけないかなと思っています。</p> <p>もう一つは第31条について、大阪府との連携が非常に求められる状況になっています。具体的に言うと教職員の人事権は府にありますが、研修権限は中核市になって吹田市にあると思うんです。そういう意味で言うと、対象となる課題の中に教育という文言が必要ではないか検討いただきたい。それから、他の自治体で下水道の陥没事故が起きましたが、老朽化する下水道管の対応も社会的な問題として関心が高く、市の中を通る社会インフラで府が管理するものについて、府と連携してやっていく時代になっているということで、これも課題に追加して欲しいと思います。</p> |
| A 委員 | 解説書の7ページ上段に良好な都市文化の形成とありますが、すごく大きな言葉でよくわかりません。この辺皆さんにご意見をお伺いしたいなと思いました。二つ目が9ページ、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等と書かれています、「等」のところを取り上げて、解説の方では対人能力について述べています。条文にはないのに「定めら |

| | |
|------|---|
| | れています」とあり、書き方がおかしいと思いました。三つ目は15ページ、平成18年度から平成32年度までを期間とする吹田市第3次総合計画を策定と書いていますが、更新忘れてはないかなと思ったところです。 |
| C委員 | 第9期の第6回市民自治推進委員会の中で、パブリックコメントのタイミングが遅いのではという議論がありましたが、その後の市の検討状況はどうなっていますか。 |
| 事務局 | 苦情申し出後の対応ですが、この委員会での審議結果及び会議録を速やかに公表するとともに、まずは市民参画の推進に関する指針について府内に周知したところです。あと、パブコメの実施の相談が法制室にも寄せられることがありますので、情報共有し、できるだけ施設の設置や廃止については早い段階でパブコメを実施するよう指導の確認をしたところです。ただ、パブコメは市民説明会やアンケート等いろいろな市民参画を図った後、最終的に全市民の意見を聞くという流れになっていますので、あまり早い時期にパブコメを実施するのは実務的に厳しいものもありますし、かえって市民参画がおろそかになる恐れもあるため、その辺りはパブコメだけではなく、いろいろな市民参画の手法を組み合わせてやってくださいという指導を徹底したいと思っています。最後に来月以降に自治基本条例の見直し検討の職員意見を募集する中でもこの件について周知いたします。 |
| A委員 | 市民参画の推進に関する指針は努力目標なのか、それともこういうルール・スケジュールで進めますと決められているものなのかを仕分けされているのかが疑問です。その辺の仕分けができていたら、市民もこれについてはこの段階でオープンになるので意見を言えるとか、ここまで細かいことはただの問い合わせでいいかとか、また本格的に勉強して関わりたいと思ったときに聞いてもらえる範囲なのかとかがわかると思うんです。そういうアプローチの仕方が具体的にわかつたら参画したい人も増えてくると思います。 |
| 事務局 | 確実に決まっているのはパブリックコメント条例で、実施時期や対象など他の室課の裁量の余地なく、統一的な運用をしています。それ以外の市民参画は、原課でないと市民意見を聞く必要な期間であるとか、手段であるとかがわからないので、指針にのっとって進めるようお任せしているところです。それとご存知のことでしょうが、一年中、市民の声はお聞きしておりますので、もしいろんな政策に関わりたいということであれば、お問い合わせいただいたら、担当からご返事するようになっていますので、そこは安心されたらいいかなと思います。 |
| 副委員長 | プログラムや予定の組み方まで市の方から市民に示してあげることによって本当の市民自治、主体性が育つかどうかについて検討が必要だと思います。指針には、市民の側で普段から自分たちの地域のことを考えるためにどういう方法があるかを具体的に書いていくので、そこで学習機会を自分たちで持つ、わからないならわからないなりに市とコミュニケーションを取ってもらって、そこで市民自体が育っていくことも理想かなと思いました。あと、理念の部分とその理念を具体的な施策に落とす運営の話と、性質の違うものをもう少し分けて議論したほうがいいという感覚を受けました。 |
| 委員長 | その他で出されたご意見は次回の検討課題とさせていただきたいと思います。それでは次回の開催日程につきまして、事務局の方から説明を受けます。 |
| 事務局 | 次回は2月9日月曜日午後1時30分から、場所は特別会議室で開催する予定です。 |
| 委員長 | 以上で本日の委員会は閉会したいと思います。皆さんお疲れ様でした。 |

順に、A委員、B委員、C委員…と表記しています（委員長、副委員長を除きます）。